

清掃センターへの持ち込み

家庭ごみを清掃センターへ直接持ち込む場合は、「廃棄物処分申請書」が必要です。申請書は、清掃センター、クリーン推進課、支所・連絡所、市ホームページで入手できます。持ち込み時間は、祝日を除く月曜～金曜日及び第3土曜日の午前8時30分～11時40分・午後1時～4時です。住所確認のため、運転免許証などをお持ちください。集積場所へ出すときと同様に分別し、可燃・不燃・有害ごみは指定ごみ袋に入れてください。粗大ごみは有料です。詳しくは清掃センター☎483-4521 / 上高野1384-7へ。

不燃ごみと有害ごみは月1回の収集です

不燃ごみと有害ごみの収集は月1回のみです。12月になる前に、収集日をご確認ください。各地区の収集日は広報やちよ1日号、市ホームページ、クリーン推進課や支所・連絡所で配布している「ごみの分け方出し方」などで確認できます。

不法投棄は、しない、させない、見逃さない

不法投棄は犯罪です。不法投棄をした場合、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金（法人は



▲不法投棄されたごみ

■食用油の引き取り

使用済み植物油性食用油はペットボトルに入れて市役所クリーン推進課、清掃センター、各公民館へお持ちください。キャップはしっかりしめてください。

持って来られない場合は、新聞紙などに染み込ませるか、凝固材で固めてから可燃ごみとして出してください。

■灯油、ガソリンの引き取り

一部のガソリンスタンドで引き取ります。クリーン推進課へお問い合わせください。

3億円以下) または、その両方が科せられます。

不用品の「買い子」に注意

収集運搬の許可を持っていない業者が、有料で不用品を回収することは法的に禁止されています。また、無料で引き取ってもらった場合でも、回収後に業者が不法投棄した場合、依頼した人にも処理責任が生じてしまいます。

不用品の回収車を見かけても、回収依頼はしないでください。

不法投棄された土地の所有者にも責任が生じます

土地の所有者は、管理する土地の清潔保持に努める義務があります。所有者の意思に反して不法投棄された場合でも、所有者や管理者に処理する責任が生じます。柵を設置するなどして

Information

■野焼きはやめましょう

野焼きは法律で禁止されています。これからの季節は、落ち葉や枯れ枝がたくさん出ますが、むやみに燃やすことはできません。太さ7センチメートル以下、長さ50センチメートル以下の枝は、指定ごみ袋に入れず、ひもで束ねて出すことができます。枝からこぼれた葉っぱや落ち葉などは可燃ごみの指定ごみ袋に入れて出してください。

暖をとるために、落ち葉などを少量燃やすことは例外として認められています。

■土砂などの埋め立てには許可が必要です

面積500平方メートル以上に渡って埋め立てをする場合には、土地の所有者であっても市の許可が必要です。

不審な盛土が行われている場合は、クリーン推進課へ情報提供をお願いします。

▶埋め立てには許可が必要です



ごみを捨てにくい環境を作り、不法投棄防止に努めてください。

不法投棄を見つけたら ☎0120-844-530 へ通報を

不法投棄を見つけたら、不法投棄通報受付専用電話☎0120-844-530(ファクス兼用)またはクリーン推進課☎483-1151へ。連絡の際は「車のナンバー、投棄の日時・場所・状況など」をお知らせください。また、危険なので、不法投棄をしている人に声をかけないでください。

お問い合わせは

クリーン推進課☎483-1151へ

■中学生が不法投棄防止を呼びかけ

10月18日に高津中・東高津中学校の生徒と不法投棄連絡員が八千代緑が丘駅、八千代台駅で不法投棄防止を呼びかけました。



▲のぼりを持って声をかける生徒。啓発用のウェットティッシュを配りました

■焼却炉の延命化を図る工事をしています

清掃センターでは、3つの焼却炉で可燃ごみの処理をしています。各炉とも年数がたち老朽化が進んでいるため、現在「焼却施設基幹的設備等改良工事」を実施。焼却炉の延命化を図り、今後の安定した稼働、省エネや二酸化炭素排出量の削減を進めます。工事期間中のごみ処理を円滑に行うため、順次焼却炉を停止して工事を実施。25年度～28年度の4年間の継続事業として行っています。ごみの減量にご協力ください。

募集

26年度の保育園入園児童と学童保育所入所児童

■保育園 26年4月から保育園に入園を希望するお子さんの申し込みを受け付けます。4月入園の申し込みは26年1月中旬です。入園案内・申込書は、各保育園と子育て支援課で12月2日(月)から配布。市ホームページからもダウンロードできます。入園申し込みの受け付けは次の日程で行います。母子健康手帳と申込書などをお持ちになり、必ずお父さんと一緒に第1希望の保育園にお越しください。次の日程で都合がつかない場合は、ほかの保育園(原則として第2希望以降の保育園)で申し込みを、子育て支援課の窓口(1月31日)までにお越しください。入園の可否通知は、3月上旬に発送予定です。

▼入園資格 26年4月1日現在、生後6か月～就学前のお子さんで、保護者及び同居の親族が、日中、次のような状況により保育できない場合。①常勤・パート・内職などで働いている ②出産、病気で長期入院や家庭での療養が必要 ③長期間、病人や心身障害者(児)を看護する ④火災や風水害などで復旧作業を行う 産後休業明け(母親が出産前と同じ職場に復帰するとき)の場合、生後57日目から入園の対象になります。育児休業中(入園希望月までに職場へ復帰する人を除く)の場合は申し込みできません

【各保育園の連絡先と受付日】

保育園	電話番号	日 程
八千代台	483-0903	1月8日(水)午前10時～午後4時
八千代台西	484-6465	1月21日(水)午前10時～午後1時
八千代台南	482-0922	1月22日(水)午前9時30分～午後4時
ゆりのき台	486-6711	1月9日(木)・10日(金)午前9時30分～午後3時
みつわなかよし	458-7007	1月17日(金)午前10時～午後4時30分
茶々おかわだみなみ	405-3060	1月17日(金)午前10時～午後4時
大和田西	482-0121	1月16日(木)午前10時～午後4時
村上北	482-0921	1月15日(水)午前9時30分～午後3時30分
村上南	484-1588	1月15日(水)午前9時30分～午後4時
勝田	482-5045	1月14日(火)午前9時30分～午後3時30分
第二勝田	483-0902	1月10日(金)午前9時30分～午後3時
マリヤ	488-2471	1月17日(金)午前10時～午後4時
米本南	488-1627	1月16日(木)午後1時30分～午後4時
睦北	488-1149	1月14日(火)午前10時～午後4時
新木戸	450-4359	1月14日(火)午後1時30分～午後4時30分
緑が丘はぐみの杜	458-7005	1月10日(金)午前9時～午後3時 1月15日(水)午前9時～正午
明優	450-0914	1月17日(金)午前9時～午後4時
高津南	450-0927	1月16日(木)午前10時～午後3時30分

【認定こども園の連絡先と受付日】 幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設です。お問い合わせ、入園の申し込みは直接各保育園へ。

若葉高津 (450)5077

ベビーエンゼル (407)0711

まこと村上 (487)1675

1月10日(金)午前9時～午後4時

1月24日(金)午前10時30分～正午

1月15日(水)午前9時～11時30分

※ベビーエンゼル保育園、まこと村上保育園は、26年4月1日現在、0歳～2歳のお子さんのみ受け付けます

■学童保育所 26年4月から学童保育所に入所を希望するお子さんの申し込みを受け付けます。入所案内・申請書は各学童保育と子育て支援課で12月2日(月)から配布。市ホームページからもダウンロード